

令和3年1月12日

会 員 各 位

公益社団法人相模原法人会
会 長 新 倉 裕

高圧受変電設備更新工事の公募について

新春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、相模原法人会活動にご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、高圧受変電設備更新工事について下記のとおり公募いたします。

つきましては、公募に参加ご希望いただける場合は、所定の書類を期日までに提出いただきますようお願いいたします。

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 相模原法人会館 高圧受変電設備更新工事
- (2) 工事場所 相模原市中央区富士見6-13-16
- (3) 工事期限 令和3年3月31日
- (4) 工 種 電気工事
- (5) 工事内容

本工事は、経年劣化による絶縁抵抗値低下に伴う高圧気中開閉器（PAS）及びキュービクル内 高圧負荷開閉器（LBS）の更新を以下のとおり行います。

① 更新工事

- (1) 高圧受変電設備（PAS及びLBS）・・・1式
- (2) 既設機器等撤去及び撤去品処分・・・1式
- (3) 試運転調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
- (4) その他本工事に必要な事項

2 公募要項

- (1) 公募期間 令和3年1月12日（火）～2月10日（水）
- (2) 提出書類
 - ① 公募申込書及び誓約書（指定書式）
 - ② 会社概要（指定書式）
 - ③ 見積書（任意書式）
 - ④ 見積内訳書（任意書式 項目別に数量、単価、金額等を明示）
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する確認書（指定書式）

- (3) 応募手続 応募者は、公募期間内に必要書類を公益社団法人相模原法人会まで郵送または電子媒体（メール）または持参にて提出ください。
- (4) 提出先 〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
公益社団法人相模原法人会 宛
※ 持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く10時～16時まで
- (5) 判断基準 別紙のとおり、見積もり金額、会社概要、法人会への貢献度により、総合的に判断いたします。

3 公募参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 公益社団法人相模原法人会に加入されている者のうち、年会費の未納がないこと。
- (2) 社内に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいないこと。

4 公募に関する付帯条件

- (1) 選考日 令和3年2月
- (2) 公募状況、選定理由等の公表はいたしません。選考結果（会社名、見積金額）は当会ホームページにて公表いたします。
- (3) 応募者には選考後、文書にて通知いたします。
- (4) 見積もりに係る現地調査について、公募期間内に当会へ事前の日時をご指定いただくことといたします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応は以下のとおりといたします。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い、工事の施工を継続することが困難と認められる場合においては、当会より、工事の一時中止をすることがあります。
 - ② 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
 - ③ 上記①及び②については、当会と速やかに協議を行うことといたします。

5 問い合わせ先

〒252-0236

相模原市中央区富士見6-13-16

公益社団法人相模原法人会 事務局

電話 042(755)3027

FAX 042(753)3273

メール info@sagamiharahojinkai.or.jp

令和 年 月 日

公益社団法人相模原法人会
会 長 新 倉 裕 様

会 社 名

代表者名

印

電話番号

FAX番号

公募申込書及び誓約書

相模原法人会館 高圧受変電気設備更新工事の公募に申したいします。なお、提出した応募書類につきましては、虚偽記載のないことを誓約いたします。

公募要項の内容及び条件を理解、承諾し、公募条件、選定方法、選定結果について、一切意義を申し立てないことを誓約いたします。

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する確認書

令和 年 月 日

公益社団法人相模原法人会
会長 新倉 裕 様

所在地

商号又は名称

代表者

印

工事名	相模原法人会館 高圧受変電設備更新工事
-----	---------------------

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた下記の取り組みを確認し、工事現場等で感染拡大防止対策を積極的に行います。

記

- 現場での消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗いの励行
- 出勤前の体温測定等による健康管理
- 打合せ時のマスクの着用
- 機械のレバーや工具などの定期的な消毒
- 「密閉、密集、密接」を回避するための取り組み
 - ・現場事務所での対人間隔の確保と換気の励行
 - ・打合せ時の十分な対面距離の確保
 - ・作業場所や休憩室等の換気の励行
- 感染者等が出た場合には、監督員に速やかに報告するとともに、保健所の指導のもと、適切な対応を行う
- その他、国等が推奨する感染拡大防止策を積極的に進める

以上